

## 社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会学分野の参照基準検討分科会

|   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 所属委員会名<br>(複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。) | 社会学委員会  |
| 2 | 委員の構成                               | 12名以内の会員又は連携会員  |
| 3 | 設置目的                                | 日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別の教育課程編成上の審議について」を受けたことから、同年12月に幹事会付置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととしたことから、社会学委員会はその審議のために、「社会学分野の参照基準検討分科会」を設置する。 |
| 4 | 審議事項                                | 大学教育の分野別質保証に資するため、社会学分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。   |
| 5 | 設置期間                                | 時限設置 平成25年4月23日～26年9月30日<br>常設  |
| 6 | 備考                                  | ※新規設置   |